

株式会社三技協
返戻金制度に関する事項内容
人材紹介に関する基本契約書の該当部分第4条③

（対価の支払及び時期）

- 第4条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として甲が採用する丙の初年度標準年収（税引前支給予定額をいい、各種手当等も含む。）の35%相当額及びその消費税相当額を支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。
- 但し甲と乙が協議の上合意した場合は、成功報酬の35%相当額は分割で支払う事が出来るものとする。その際の基本算定の額については、1ヶ月の基本給（諸手当含む）とする。
- 但し分割支払いに関しては、第4条②に定める返却については適用外とする。
- ②乙が紹介した当該人材が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。
- ③乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合採用日から3ヶ月以内に限り、第1項に定める対価の50%を返却するものとする。この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。
- ④甲は、乙の請求書が到達した月の末日までに、第1項に定める対価及びその消費税相当額を、以下の口座に振込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。